久御山町議会モニター設置要綱（注釈書）

（目的）

第１条　久御山町では、町議会モニター要綱を設置して町民からの要望や提言、

その他の意見を広く聴き取ることで、常に久御山町議会の活性化を進めて政治上の方針や達成するための手段について意見を出し合う作用を強めることを目的とします。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意味を、次のように定めます。

（1）町民　　久御山町にお住まいの方

（2）在勤者　久御山町にお勤めの方

（3）会議　　次の会議や委員会等です。

ア　本会議

イ　常任委員会

ウ　特別委員会

エ　町議会議長の下に設置する組織等

（定員）

第３条　町議会モニターの定員は、10名以内とします。ただし、議長が必要と認めたときは増員することができることとします。

（資格）

第４条　次の各項目を満たす方に、町議会モニターを担っていただきます。

（1）年齢は18歳以上の町民や在勤者で、久御山町の現役議員や現役職員でない方

（2）町議会のしくみや運営の方法に関心のある方

（3）町の政治や地域社会の発展に関心のある方

（募集方法）

第５条　議会モニターは広く一般から募集します。ただし、議長がふさわしいと認めた団体やグループに対して、議会モニターにふさわしい方を推薦していただけるようお願いすることができることとします。

（委嘱）

第６条　町議会モニターは、広く一般募集で応募された方や先の第５条で推薦された方のなかから議長が委嘱（頼み任せる）することとします。

２　議長は、町議会モニターの委嘱にあたり年齢やお住まいの場所等に極端な

　かたよりが生まれないよう配慮をして委嘱することとします。

（町議会モニターをお願いする期間）

第７条　委嘱された日から次の年の３月末日までとします。また、期間終了後に、引き続いて町議会モニターになることを可能とします。

（町議会モニターの任期が終了する場合）

第８条　町議会モニターが次の各項目のどれかに当てはまるとき、議長はモニターの任期が終了する前であっても任期を終わらせることができることとします。

（1）前に記した第４条の資格がなくなったとき。

（2）町議会モニターの方から｢辞めたい。｣との申し出があったとき。

（3）この他、議長が辞めていただく必要があると判断したとき。

（町議会モニターの仕事）

第９条　次の項目で決められた仕事を行ってください。

（1）会議の進め方に関するご意見を文書か電子メール等により提出してください。

　　なお、ご意見をいただく対象となった会議については、可能なかぎり実際に

会議の様子をごらんいただく（あるいはインターネットによる視聴をしていた

だく）ようお願いします。

（2）久御山町議会だよりと久御山町議会ホームページなどについてのご意見も

　文書か電子メール等により提出してください。

（3）議長がお願いした町議会の取組みなどについて調べたい事柄に対して、ご意見をお答えください。

（4）必要に応じて、町議会の議員と意見交換を行ってください。

（5）その他、議長が必要であると認めた事柄についてご意見を提出してください。

（お礼）

第10条　議会モニターの方には、第９条でお願いした仕事に応じて予算の範囲内でお礼をお渡しいたします。

（自分の意見や考えを出すこと等の取扱い）

第11条　町議会モニターからご自身の意見や考えが提出されたときは、議長は必要に応じてこの意見や考えなどを関連する会議に送付し、関連する会議においてよく調べ考えることとします。

２　関連する会議においてよく調べ考えた結果は、原則としてその意見や考えなどを提出した町議会モニターにお知らせするとともに、議会だより等で広く発表することとします。

（その他）

第12条　この要綱で決められたものの他に必要な事柄については、議長が別途決めることとします。

附　則

１　この要綱は、令和６年６月28日から有効となっています。

２　この要綱が有効となったときに、すでに町議会モニターとして委嘱されていた方は、この要綱での決まりごとににかかわらず町議会モニターとしてお願いする期間を令和７年３月31日までとします。